

特定悪臭物質の濃度による規制

悪臭公害の主要な原因となっている物質として、下表の特定悪臭物質(22物質)が指定されています。都道府県知事、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が当該地域または当該区域の実情に応じて臭気強度2.5～3.5の範囲内で敷地境界線上の規制基準(1号基準)を定めます。

なお、表中の一部の物質については、悪臭防止法以外にも、「大気汚染防止法」による規制や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」による届出義務が定められていますのでご留意下さい。

■臭気強度と濃度の関係

(単位:ppm)

特定悪臭物質名	臭気強度			主な発生源	特定悪臭物質名	臭気強度			主な発生源
	2.5	3	3.5			2.5	3	3.5	
アンモニア	1	2	5	畜産事業場、化製場、し尿処理場	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	焼付け塗装工程を有する事業場
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場	イソブタノール	0.9	4	20	塗装工程を有する事業場
硫化水素	0.02	0.006	0.2	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場	酢酸エチル	3	7	20	塗装工程または印刷工程を有する事業場
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場	メチルイソブチルケトン	1	3	6	塗装工程または印刷工程を有する事業場
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1		トルエン	10	30	60	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場	スチレン	0.4	0.8	2	化学工場、FRP製品製造工場
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場	キシレン	1	2	5	塗装工程または印刷工程を有する事業場
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5		プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	脂肪酸製造工場、染織工場
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	焼付け塗装工程を有する事業場	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	畜産事業場、化製場、でんぷん工場
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2		ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05		イン吉草酸	0.001	0.004	0.01	

臭気指数による規制

臭気指数規制は、近年の悪臭苦情に対応した規制として平成7年に悪臭防止法に導入されました。

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気を感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率(臭気濃度)の対数値に10を乗じた値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

においがある物質は40万種類以上あると言われています。また、におい物質が混じり合っていると相加・相乗効果などがおこり、機器測定では実際に感じている通りには、においを測ることはできません。

そこで、すべてのにおいを総合的に評価する『臭気指数規制』が近年普及しています。

都道府県知事、政令指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が当該地域または当該区域の実情に応じて臭気強度2.5～3.5の範囲内で敷地境界線上の規制基準(1号基準)を定めます。

- 特徴① 住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい
- 特徴② 測定時に特定悪臭物質の濃度の測定のような高額な機器を必要としない
- 特徴③ 精度管理・安全管理マニュアルも策定され、測定の信頼性が高い

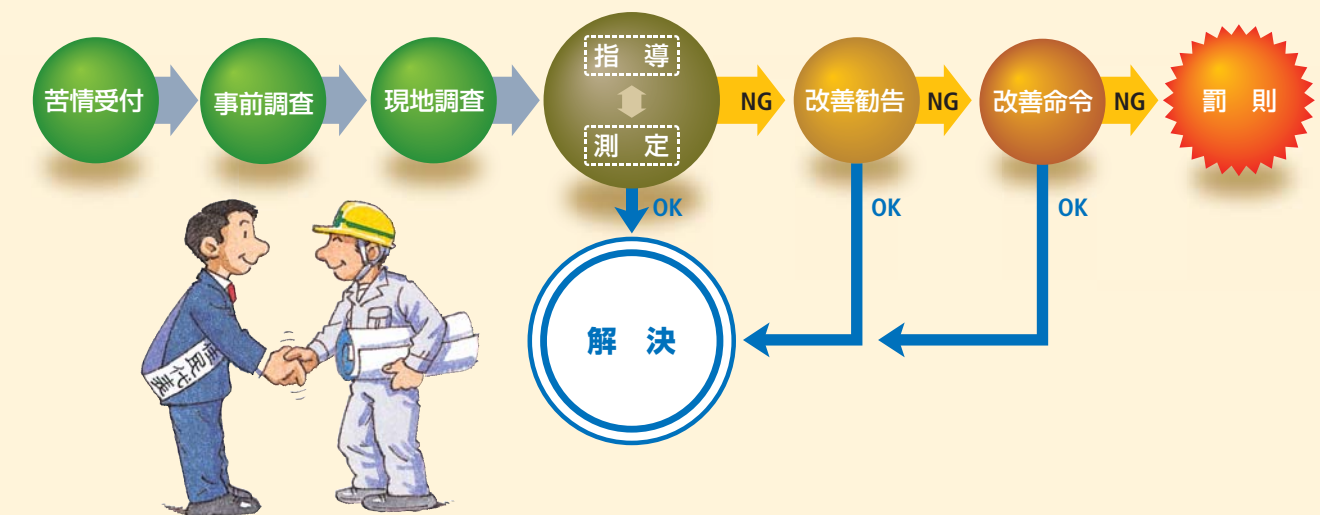
臭気強度	2.5	3	3.5
臭気指数(全種)	10～15	12～18	14～21

悪臭対策を怠ると罰則が適用されます

ひとたび苦情が発生してしまうと、事業者は何らかの対策を求められます。規制基準を超える悪臭に対して適切な対策をとらないと、市町村長から改善勧告、改善命令が出され、さらには、懲役や罰金が科せられる場合もあります。裁判などによる和解を求める場合にも多大な費用と時間がかかってしまいます。

このように、苦情が起きてから対策をするのでは、金銭的にも労力的にも負担が大きいばかりか、事業場のイメージも損ないかねません。苦情が出ていないから安心ということではありません。そのようなことにならないよう、日頃から悪臭を未然に防ぐ取り組みを行っていきましょう。

それでももしも、苦情が起きてしまったら、まず苦情者と対話することが重要です。直接顔をみて話すことで感情が和らぎ、関係が改善されることもあります。その上で、においを減らすための対策の検討をしましょう。



悪臭事故が発生した場合には通報義務があります

規制地域内の事業場において、規制基準を超える(あるいはを超える恐れのある)悪臭事故が発生した場合は、すぐに応急措置及び速やかな復旧を講じるとともに管轄の市町村及び特別区の長に通報する義務があります(ただし、大気汚染防止法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく通報をした場合は通報の必要はありません)。状況により応急措置命令が発動されることがあります。

